

○鎌倉市本庁舎等整備委員会条例

平成30年3月28日条例第53号

鎌倉市本庁舎等整備委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市役所本庁舎等（以下「本庁舎等」という。）の整備に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市本庁舎等整備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本庁舎等の整備に係る基本構想の策定に関すること。
- (2) 本庁舎等の整備に係る基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本庁舎等の整備に必要な方針等の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○鎌倉市本庁舎等整備委員会条例施行規則

平成30年3月28日規則第54号

鎌倉市本庁舎等整備委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市本庁舎等整備委員会条例（平成30年3月条例第53号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、鎌倉市本庁舎等整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。